

研究ノート

中国の集団林権制度改革とその評価

劉 燦 (中国国家林業局経済発展研究中心)
 何 彦 旻 (京都大学経済研究所)
 朱 文 清 (中国農業大学経済管理学院)

原稿受付日 2016年2月22日 原稿採択日 2016年9月28日

要旨

市場経済体制の確立につれて、中国における林業経営の活性化は国産材や林産物の安定的な供給や森林資源の保全、農家の所得向上にとって極めて重要であるが、林地や林木をめぐる所有権が不明確であるために、林業経営の活性化が難しい状態にある。本研究は、1981年に開始された集団林権制度改革について整理したうえで、直近の2003年以降の制度改革の特徴と意義を明らかにする。それを踏まえて、江西省を事例に林木や林地の価格変化、農家の所得改善や森林資源の保全状況といった側面から制度改革の効果を検討する。

キーワード：集団林、林権改革、林業関連税、育林基金

1. はじめに

国際連合食糧農業機関 (FAO) の推計によれば、世界の森林の80%は国有林ないし公有林であり、残りの20%が私有林・その他とされている (FAO, 2011, p. iv)。中国の森林はその所有形態によって、国有林と集団林 (中国語：集体林) という二つのカテゴリーに分けられる。国有林は主に中国北部地域 (黒竜江省や吉林省、内モンゴル自治区) と西北地域 (新疆ウイグル自治区や陝西省、甘

粛省、青海省)、西南地域 (チベット自治区や雲南省、四川省) に分布しており、森林工業総局および国有林業局・国有林場といった国有企業あるいは国有事業組織によって経営される。集団林とは郷鎮、村、村民小組が集団で財産所有権¹⁾ (以下、「所有権」という) をもつ林地で、主に長江流域以南の安徽省や浙江省、福建省、広東省、広西チワン族自治区、貴州省、湖南省、湖北省、海南省、江西省の10省 (以下、「南方集団林区」という)、山東省や河北省、河南省、江蘇省の4省 (以下、「平原4省」という) に集中して存在している。これらの地域は、以前から人口密度が高く、森林開発の歴史が長く、経済活動が活発であるため、天然林は一部しか残っておらず、現在林地の大部分は人為的に再生したものであり、用途としては木材生産を念頭に置く用材林のほか、国防、環境保護、科学実験などの目的に供される特殊用途林や、非木質林産物の生産を主目的とした特用経済林などがある (劉春發, 2008)。

近年、市場経済体制の確立に伴って、中国における林業経営の発展は国産材や林産物の安定的な供給、森林資源保全にとって極めて重要になっている。しかし、林地や林木をめぐる所有権が不明確であることは、林業経営の発展が難しい一因になっている。とりわけ、全国森林面積の約60%を占める集団林では、農民の経営意欲が失われ、森林の造成、管理、経営は困難に陥っていた (王登挙, 2013)。中国の集団林では、林地と林木をめぐる権利関係を中心に1981年以降、複数回にわたっ

て制度改革が行われてきた。現在では、集団が林地を所有するという前提のもとで、個別の農家に林地の使用権に当たる請負経営権(以下、「使用権」という)と林木の所有権・使用権を付与する家族経営方式が主流となっている。現在、雲南省や四川省、浙江省、安徽省、湖南省、江西省では、このような家族経営の山地面積はそれぞれ集団林の総面積の79.13%、43.67%、96.31%、92.77%、94.56%、88.57%を占めている(国家林業局, 2014)。集団林の家族経営制度の導入によって、農民の林業経営に対するインセンティブの向上や所得の増加、林業生産性の向上、林産業の成長が期待されている。また、2003年に「林業発展の加速に関する決定」(中発, 2003: 第9号文書, 以下「決定」という)が行われ、福建省や江西省、遼寧省などでは集団林権制度改革が試験的に実施された²⁾。さらに、2008年7月に「集団林権制度改革の全面的推進に関する意見」(中発, 2008: 第10号文書, 以下「意見」という)が公布され、2009年6月、新中国建国以来の初めての中央林業業務会議が開催された後、集団林の政策的改革が全面的に推し進められることになった(国家林業局, 2011, pp.2-6)。その主な内容は、林権(後述)を集団内の個別の農家に付与すること、「林権証」の発給を通じて財産権を保証すること、そして林権の譲渡や売買を促進させることであった。集団林権制度改革の成果に関し、Xie ほか(2011)は8省288村について、2000年と2003年、2005-06年の調査データを利用し、集団林権制度改革の効果を分析した結果、改革直後に新規の植樹造林面積が劇的に増加し、森林被覆率が大きく上昇したが、木材伐採量は増えなかったために、その後、造林面積の増加率が次第に減少することになる。したがって、集団林権制度改革は短期的に植樹造林を促進する効果があったと指摘した。また、Qin and Xu(2013)は、福建省の農家調査データ(2006年度)に基づき分析した結果、過去の度重なる集団林の権利関係の政策的改革は、農家に林地所有権または経営権の長期的・安定的な所有に対する高い不信感をもたらし、林業経営への投資

意欲を抑制し、農家は竹林や用材林と比べて商品林(中国語: 經濟林)への投資をより好むことを指摘する。さらに、1981年から2004年まで、南部地域で展開される集団林経営では、家族経営の林地の小規模化と分散化によって、農民の造林意欲の減退や林業生産性の低下が引き起こされ、農民が林業経営から得られる収入は限られていたため、社会的厚生損失が3,202万元に達したことなども指摘されている(劉璨, 2005; 劉璨・于法穩, 2007)。

本稿は1981年に開始された一連の集団林の所有権をめぐる制度改革について、初期野改革である「三定」³⁾工作時と、近年の集団林権制度改革時に分けて、先行研究・文献、統計データの整理に基づいて、制度改革の内容を比較したうえで、既存研究では議論されてこなかった改革に伴う林業経営農家の所得変化に注目し、集団林権制度改革の特徴と意義を明らかにする。それを踏まえて、江西省の集団林権制度改革を事例に、林木や林地の価格変化、農家の所得改善や森林資源の保全状況といった側面から制度改革の効果を検討する。

2. 集団林権制度改革の背景

2.1. 集団林における権利関係の内実と期待

中国では、森林資源には森林、林木、林地とそこに生存する植物や動物が含まれる。森林には竹林が含まれる。林地には、樹冠率が0.2以上の喬木林地、疎林地、未成林造林地、灌木林地、伐採跡地、火焼跡地、苗圃地と、国および県レベル以上の人民政府が特別に規定した造林に適應する土地が含まれる(「森林法实施条例」, 第2条; 平野, 2005)。一般的に森林資源資産としては、立木を含める各種の実物資産、水源涵養などの機能を備える環境資産、生物多様性および遺伝子資源の保全などの無形資産、林地を含める土地資産が含まれるが、環境資産と無形資産に関する計算そのものは複雑であることに加え、森林資源資産をめぐる所有権が不明確な場合もしば

しば存在するため、それを正確に評価することは困難である。中国の法規定において、森林資源資産は森林、林木、林地、森林景観資産、その他の関連資産を指すとされる（「森林資源資産評価管理暫行規定」、第3条）。それをめぐる諸権利は「林権」と言われ、通常、「森林・林木・林地の所有者あるいは使用者が、法に従って森林・林木・林地に対して、占有、使用、収益、処分を行う権利」と定義される（鄔福肇・曹康泰，1998，p.7）。今日の中国の森林は重層的な権利関係が存在し、森林に対する財産権に当たる林権は「林地」と「林木」、すなわち「土地」と「立木」に分離されている点において特徴的である。「土地管理法」（1986年制定，1998年，2004年改訂）および「森林法」（主席令，1984：第17号文章，1998年改訂）の規定によれば、①林地所有権には国家所有（中央または地方政府所有）と集団所有（郷鎮・村・村民小組所有）の2種類がある（「土地管理法」、第15条；「森林法」、第3条）。個人あるいは農民世帯、私営企業などの私的主体は林地に対して使用権のみを有している（「森林法」、第3条）。②林地使用権は林地において行使される占有、使用、収益の権利である（「森林法」、第3条；鄔福肇・曹康泰，1998，p.7）。林地使用権を持つ主体は林地の保護、管理、適切な利用を行う義務がある（「土地管理法」、第9条）。③林木所有権・使用権は林木に対して、法にしたがって占有、使用、収益、処分を行う権利であり、個人に付与することも可能である（「森林法」、第3条）。このうち、1981年以降の中国の集団林をめぐる権利制度改革では、上記①の林地所有権が集団に限定されている中で、②の林地使用権と③の林木の所有権・使用権（以下、「林権」という）の私的主体への配分を直接の対象としてきた。

財産権を含める制度の重要性、財産権が経済成長や労働生産性などに与える影響については、数多くの既往研究が存在する（Alchian and Demsetz, 1973；Demsetz, 1967, 2002；North, 1989など）。Acemoglu and Johnson (2005) は、強化された財産権による権力の制約が広く現れてからこそ、経済は

成長すると指摘し、Knack and Keefer (1995) は財産権などに関する制度データを使用して回帰分析を行い、財産権に対する保護が高いほど、経済成長率が高いことを示した。また、土地所有権などの特定の財産権に関して、Davis and North (1970,1971) は、特定の財産権制度の制定は取引コストを軽減し、新規投資を促進し、経済成長を実現できると主張する。林権に近い土地の財産権に関しては、土地財産権を明確に取り決めることで、土地に対する投資を促進する効果があり（Carter and Olino, 1996；Lopez, 1996；Deininger et al., 2006）、土地の利用効率の向上や土地取引の活性化が促進されると指摘される（Feder and Feeny, 1991；Besley, 1994, 1995；Demsetz, 1967）。また、土地財産権を明確化することによって、土地の取引だけでなく、抵当融資が可能になり、土地に対してより長期的な投資が促されることにもなる（Braselle et al., 2002；Deininger, 2003）。このため、林権の明確化は土地財産権と同様に、新規投資を促し、土地の生産性を高めることが期待される。同時に、土地取引の促進による利益が得られるため、最終的には農家の所得の向上につながりうる（Feder and Feeny, 1991）との理解も成り立つ。

2.2. 集団林をめぐる権利制度改革の経緯

改革・開放期の中国では、1981年3月の国務院「森林保護と林業発展に関する若干問題の決定」（中発，1981：第12号文書）の公布を幕開けに、集団林経営をめぐる改革が始まった。これを契機に、林業の「三定」工作と呼ばれる権利制度改革が行われ、当時人民公社・生産大隊等の集団が所有、管理していた林地の使用権、それに付随する林木の所有権などがその構成員である個別農民世帯に分配された。1987年、「三定」工作の方針が転換され、農家への権利分配を差し止めるという指示が共産党の指導者層から出されたが、1990年代に入ると集団林の権利の賃貸や譲渡の動きが見られ、農家のみならず、企業や個人、政府なども経営主体として加わり、市場化の深化に伴って集団林の経営の多様化や

流動化が目立ち始める。2003年6月に中共中央・国務院は「決定」を公布し、農民の所得向上と農村の発展を目的とした集団林権利制度改革の改革を宣言した。それ以降、集団林権利制度改革の促進は2004年から2008年まで5年連続で共産党と中央政府が最重要視する施政方針の一つとして、毎年の中共中央・国務院第1号文書で取り上げられていた(人民出版社, 2014)。2004年から福建省や江西省などの南部地域では、集団林権に関する試験的な改革が実施され、その経験を踏まえて、2008年に集団林権利制度改革の方策指針である「意見」が公布され、翌年の6月に開催された建国後の初めての中央林業業務会議では、林業は国の重要な基礎産業、公益事業として位置付けし、2020年に「森林面積を4,000万ヘクタール、蓄積を13億立方メートル増やす」という「2つの増量目標」を実現させ、それに伴う農民の就業と所得向上を促進するには、集団林権利制度改革を推進しなければならないことが強調された⁴⁾。

2003年以降の集団林権利制度改革は、「三定」工作時の制度改革と比べて、その背景や改革の内容が大きく異なる。まず、背景に関して、表1が示すように、「三定」工作は計画経済がまだ色濃く残っている時期に行われたものであり、集団林の所有権の画定に当たっては、計画経済期の人民公社の生産大隊や生産隊、個々の社員に諸権利を配分する特徴が見られた。これに対して、最近の集団林権利制度改革は対外開放政策の展開と市場経済の深化を背景に行われたものであり、農家のみならず、私営企業や外資系企業、個人事業家など多様な経営主体が林業経営活動に参加することは可能である。

近年、経済成長による木材需要の拡大に伴い、中国における林業関連産業の規模は拡大してきている。木質パネルの生産量が伸び、アメリカに次ぐ世界第二の生産国になった。国内木材価格の上昇も激しく、林地や林木の経済的価値が際立って上昇してきた。これらを受けて、林地・林木に対する経済的関心がかつてないほど高まることになった(平野, 2013)。また、森林資源は多様に利用され、

キノコなどの林地での栽培と飼育産業が成長し、より付加価値の高い製品が生まれ、エコツーリズムに代表される第三次産業も進展した。森林関連の諸産業は地域の経済成長、貧困撲滅に貢献すると考えられるようになった。

また、中国の経済成長に伴い、農家の所得は向上している。1982年、1983年と1984年の農村世帯1人当たりの年平均純所得⁵⁾はそれぞれ309.8元と355.3元、397.6元であったことに対して、2003年、2004年と2005年の農村住民一人当たりの年平均純所得はそれぞれ2,622.2元、2,963.4元、3,254.9元になった⁶⁾。同時に、通勤兼業と若い世代の出稼ぎの増加によって、農家の収入源は農業や林業からの収入だけではなく、農業以外の経済活動から得られる所得(農外所得)や固定資産の売却収入なども増え、多様化の一途を辿っている。

さらに、2004年以降の農業特産税と農業税の軽減や撤廃は、農家にさらなる経済的インセンティブを与え、集団林の家族経営のさらなる展開を可能にした。また、2007年に発足した「物権法」(主席令第62号)は農村土地の請負経営権と林地の請負期間について明確に定めたことから、過去に行われた改革時と比べて、個別の農家による長期経営の安定化が法制度によってより強く保障されるようになった。

一方、「三定」工作と集団林権利制度改革には共通した目的が見られる。つまり、個別の農民世帯を林地経営の担い手と想定し、林権の農民世帯への分配を通じて、集団林の家族経営化⁷⁾を促進することである。家族経営化によって、農家は林産物の販売や林権の売買・賃貸からのすべての利益を享受することができ、農家の林地経営に対する意欲が最大限に引き出され、所得の向上につながる。そのため、「三定」工作時の制度改革にない集団林権利制度改革の一つの特徴として、表1の「プロセス」の「付随改革・制度整備を行う」ことが挙げられる。付随改革は、林権の流動化(移転)の加速と規範化、林業への投融資改革と林業の成長のためのサービスの強化などが含まれる。具体的には、森林資源資産の評

表1 集団林の権利関係を巡る改革の比較

		「三定」工作时（1981-）	集団林権制度改革時（2003-）
背景	初期状態	人民公社政社合一の体制を背景に、集団経済から家族経営に復帰する一時的な制度改革であると農民が理解し、高いインセンティブを持つ。	すでに家族経営を主とする多様な経営体制が形成されている。
	経済体制	計画経済体制	計画経済から市場経済への過渡期にあるが、市場経済メカニズムが機能するようになっている。
	対外関係	比較的閉鎖的な国内市場のみ	国際市場に参画
	農家の所得	1982年、1983年と1984年の農村住民一人当たりの年平均純所得はそれぞれ309.8元と355.3元、397.6元。1985年、林業収入が世帯総所得に占める割合は2.3%（国家統計局、2007）。	2003年、2004年と2005年の農村住民一人当たりの年平均純所得はそれぞれ2622.2元、2963.4元、3254.9元。2003年、2004年と2005年の林業収入が世帯総所得に占める割合はそれぞれ1.8%、1.8%と2.0%（国家統計局、2007）。
プロセス	実験的改革	一部代表的なエリア	すべての集団林エリア
	主なプロセス	①幹部と農家を対象に勉強会を実施。 ②山を査定し、紛争を協調し、農家と議論して区分けを行う。 ③権利証書を作成し、林業生産責任制を確立し、森林保護公約を約定し、林業発展計画を制定。 ④検査と検収を行う。	①宣伝と人材育成 ②調査と査定、方案作成 ③権利関係の所屬を明確化し、権利証書を発行 ④付随改革、制度整備を行う。 ⑤検査と検収を踏まえ、さらに改善する。
内容	権利関係	「林業三定」を中心に、山林の権利関係の確定を行う。地域によって展開の形は異なっているが、主なものとして以下の形態がある。 ①過去に協議を経て、国营林場や伐採場として割り当てられた集団所有の山林で、協議に基づいてすでに支払が完了したものはそのままにする。 ②過去に未協議のものについては、統一経営し利益を各農家に均等に配分することで、人民公社や生産（大）隊による集団所有のもとで、労働者に労働に見合って報酬を与える。 ③人民公社や生産大隊が土地や労働力、資金を集めて林場を作る場合は、山林の権利関係や利益配分方法について協議し明確化する。 上記以外に、一部地域では、林業生産責任制を農業生産責任制と連動させて実施するケースもある。	①権利関係の明確化。江蘇省を除き、ほとんどの省では、集団林地の所有権と用途が変わらないことを前提に、林地請負経営権（使用権）と林木所有権・使用権を農家あるいはその他の経営主体に配分し、「林権証」を発行した。 ②上記①の各種権利の流動化（移転）の加速と規範化。 ③経済利用を主目的とした商品林の経営に対する規制緩和を実施した。
	請負期間	林木の請負期間は一般的に5年、10年と20年	林地の請負期間は30年、50年、70年で、延長や相続、移転は可能。

出所：「森林保護と林業発展に関する若干問題の決定」（中発、1981：第12号文書）、「山権・林権の安定化と林業生産責任性の徹底化に関する状況短報」（国発弁、1981：61号文書）、「林業発展の加速に関する決定」（中発、2003：第9号文書）、「集団林権制度改革の全面的推進に関する意見」（中発、2008：第10号文書）、「物権法」（主席令第62号）、国家統計局『中国統計年鑑』（2007）等に基づき作成。

価値体系の確立や林業へのマイクロクレジット、信用貸付制度、林権の抵当貸付制度、森林保険制度の設置、林業専門合作組織に対する扶助などが挙げられている(「意見」, 第四条)。付随改革を通じて、主体改革に伴う林地の小規模化・分散化による非効率な経営を回避し、企業・個人事業主などの主体による林地経営を後押しし、大規模化を実現する。「権利関係の明確化と農民世帯の便益保護」(主体改革)と「公正かつ合理的な森林・林業経営の規模化」(付随改革)を両立させていこうというのが、現行の中国の集団林権制度改革の要諦である(平野, 2013)。

3. 集団林権制度改革の効果

3.1. 集団林権制度改革の効果—全国・省レベル

表2が示すように、1981年の「三定」工作に伴い、集団林の家族経営制度が導入された直後、農家経営の林地面積を表す山地面積⁸⁾は改革前の1980年の平均0.04畝/人⁹⁾から1985年の0.52畝/人にまで急増した。その後、幾度の制度調整を経て、1990年代以降、農家経営の平均山地面積は0.4～0.5畝/人であった。しかし、2000年以降、山地(林地)の農地への転換が進み、2003年には山地面積は0.19畝/人に大幅に減少した¹⁰⁾。その後、集団林権制度改革の実施をきっかけに再び上昇し、2011年に0.49畝/人まで回復した。2003年以降の一連の集団林権制度改革は、長期的な林地請負経営権と林木所有権・使用权を農民世帯に配分することを通じて、再び一人当たりの山地面積の増加を実現したと考えられる。また、省別農家経営の山地面積の推移を見ても、2000年から2011年までの間、南方集団林区と平原4省における農家経営の山地面積は回復の傾向が見られた。平原4省と南方集団林区とを比較すると、後者の変化幅が大きい。とりわけ、全国に先掛けて集団林権制度改革が行われていた福建省と江西省では、農家経営の山地面積が大きく増えていた。

集団林権制度改革による林業に対する投資を促進する効果に関し、中国では林業に対する農家の新規投資に関する公式統計データは存在しないため、筆者らが世界銀行第5期技術援助プロジェクト「中国の集団林権制度改革関連問題の研究」および国家林業局年度プロジェクト「我が国の集体林権付随政策問題の研究」を通じて実施した林業農家アンケート調査¹¹⁾に基づく各省における林業に対する集団林権制度改革後の新規投資の推移は表3の通りとなる。「決定」公布以降、全国に先掛けて試験的に改革が行なわれていた江西省と福建省、遼寧省では、新規投資が一時増えていた。また、「意見」の公布直後の2009年にも、一部の省において林業への投資が大幅に増えたことはわかる。すなわち、林権の明確化は土地財産権と同じように、新規投資を促す効果が示唆される。上記の省別農家経営の山地面積の増加も農家による新規投資の増加によってもたらされるものであると考えられる。

上記に加え、林業関連税の減免といった政府の財政支援は、林業経営に影響与える重要な要素である(Natasha and Jason, 1999, pp.39-40)。近年の集団林権制度改革では、権利関係の明確化だけではなく、農業に対する税収軽減措置による林業関連税負担の増加を緩和するために、林業に関連する税や課徴金(中国語:費)の撤廃と減免を合わせて実施したことは特徴的である¹²⁾。それによって、集団林経営の成長を制約した要因の一つである林地経営農家の関連税負担がより軽減され、林地経営に対するインセンティブが高くなったと考えられる。

3.2. 集団林権制度改革の効果—江西省を事例に

江西省の集団林面積は省内の森林総面積の約9割を占め、中国の集団林経営において重要な位置付けにある。江西省での集団林権制度改革からの経験は、2008年の全国レベルでの制度改革に対しても多くの示唆を与えることができる。林権改革とそれに付随する改革を通じて、森林資源を増やすと同時に、農

表2 農家経営の山地面積の推移 (1980～2011年)

単位：畝/人

	1980	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
全国	0.04	0.52	0.42	0.33	0.33	0.76	0.43	0.44	0.46	0.43	0.43	0.47
河北	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.08	0.08	0.08	0.10	0.10	0.10	0.11
山東	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01
河南	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.03	0.04	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01
江蘇	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.01	0.01	0.02	n.a	n.a	0.01	0.01
浙江	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.63	0.54	0.65	0.82	0.67	0.61	0.57
安徽	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.60	0.47	0.53	0.52	0.46	0.43	0.46
福建	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	1.33	1.11	1.08	1.04	1.07	1.04	1.11
江西	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.77	0.84	0.89	0.63	0.72	0.67	0.68
湖北	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.60	0.59	0.67	0.59	0.71	0.73	0.80
湖南	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.62	0.58	0.58	0.54	0.61	0.52	0.52
広東	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.50	0.51	0.49	0.37	0.39	0.46	0.40
広西	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.44	0.45	0.45	0.62	0.59	0.54	0.57
海南	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.46	0.36	0.36	0.67	0.67	0.52	0.65
貴州	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	0.35	0.34	0.43	0.40	0.50	0.33	1.13

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
全国	0.28	0.28	0.28	0.19	0.21	0.32	0.31	0.32	0.33	0.34	0.35	0.49
河北	0.19	0.18	0.18	0.07	0.08	0.09	0.1	0.1	0.11	0.12	0.12	0.09
山東	0.04	0.03	0.03	0.01	0.03	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.03
河南	0.01	0.02	0.02	n.a	0.01	0.02	0.04	0.04	0.03	0.02	0.02	0.09
江蘇	0.03	0.03	n.a	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
浙江	0.4	0.44	0.44	0.39	0.43	0.42	0.43	0.44	0.42	0.4	0.43	1.13
安徽	0.19	0.19	0.19	0.04	0.09	0.32	0.24	0.3	0.31	0.33	0.34	0.28
福建	0.45	0.47	0.47	0.12	0.38	0.76	1.12	1.25	1.24	1.23	1.24	0.92
江西	0.72	0.65	0.65	0.61	0.64	0.75	0.88	0.98	0.96	1.03	1.05	1.23
湖北	0.37	0.38	0.38	0.34	0.31	0.5	0.55	0.61	0.62	0.67	0.67	1.23
湖南	0.39	0.38	0.38	0.34	0.33	0.56	0.57	0.56	0.53	0.53	0.53	0.83
広東	0.36	0.4	0.4	0.46	0.46	0.37	0.27	0.26	0.28	0.29	0.31	0.58
広西	0.51	0.46	0.46	0.43	0.26	0.63	0.63	0.59	0.57	0.61	0.64	0.81
海南	0.32	0.37	0.37	0.16	0.44	0.88	0.78	0.8	0.86	0.85	0.82	0.8
貴州	0.36	0.35	0.35	0.16	0.19	0.29	0.28	0.26	0.26	0.35	0.32	0.73

出所：中国農業年鑑編輯委員会編『中国農業年鑑2001』、『中国農業年鑑2002』、『中国農業年鑑2004』、国家統計局農村社会経済調査司編『中国農村住戸調査年鑑－2003』、『中国農村住戸調査年鑑－2006』、統計年鑑編輯委員会編『中国統計年鑑』各年版。

注(1)：n.a. はデータなしを表す。

注(2)：1993年の全国平均値0.76は、統計年鑑編輯委員会編『中国統計年鑑』1993年版によるものであるが、農村住戸サンプリング調査資料に基づいて計算した1993年度の全国平均値は0.40である。

表3 農家による林業に対する新規投資の推移(2003-2013年)

単位:元

	2003	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
山東	383.05	398.19	461.52	668.27	647.94	634.60	375.72	320.90
遼寧	242.27	279.03	215.22	417.34	911.23	799.70	230.05	297.86
河南	1,308.02	1,449.42	1,361.75	1,613.82	1,834.17	1,888.42	1,300.82	1,354.79
四川	277.99	266.01	208.93	414.49	354.12	385.62	380.89	359.20
浙江	1,267.80	1,234.09	1,038.07	1,530.90	1,782.29	2,324.86	2,326.36	2,558.37
福建	460.01	511.04	379.74	533.88	396.93	399.91	911.96	721.02
江西	169.78	258.34	273.62	472.60	431.41	540.33	394.76	687.39
湖南	48.55	60.97	207.23	391.00	268.54	180.49	419.52	316.18
広西	74.04	53.46	56.54	81.48	97.18	115.08	245.48	123.15

出所: 国家林業局経済発展研究中心(2011)「中国の集団林権制度改革関連問題の研究(プロジェクトA15-09)完了報告書」

家の所得改善を実現させることができなければ、農家による長期的な林業経営が実現できない。2008年以降、中国の人口ボーナスが継続的に下がっているなか、林業経営に参加する機会費用は以前より増してきている。したがって、林業関連税や課徴金といった市場メカニズムを活用しながら、政府が農家の収益をさらに向上させる政策介入手段はますます重要となってくる。そこで本節では、江西省の集団林権制度改革を事例に、農家の税負担の変化および所得改善状況について検討する。

農家が集団林の林地と林木から得られる経済総収益には地代収益と林地の転売収益がある。そのうち、農家の地代収益には、竹材製品販売収入、育種・育苗販売収入、林業製品販売収入、茶葉・桑果実販売収入などを含む家族経営収入の変動、林業生産支出、各種林業関連税負担の増減などが影響を与える。近年、集団林権制度改革は集団林の権利関係の明確化だけでなく、林業に関連する税や課徴金の撤廃と減免を合わせて実施された。2004年、江西省政府は中共中央の「決定」に基づき、「林業権利制度改革の深化に関する意見」を発表し、林木の所有権と使用权、林地の使用权の明確化に加え、同年の9月1日から木竹農業特産税と木竹関連課徴金を全面的に撤廃し、集団林の育林基金¹³⁾の徴収基準と政府間の配分方法について調整し¹⁴⁾、

木竹の生産に従事する企業や個人が取得した原木や竹を対象に増値税と所得税を免除した(江西省遂川県林業志編輯委員会, 2007年, pp.120-121)。また、計画経済期から長年続いていた国家林業部門による木材の計画的・独占的買付制度(中国語: 林業部門一家進山收購入制度)が撤廃され、木材買付価格の自由化が認められた¹⁵⁾。この一連の集団林権制度改革による農家の所得改善の効果と農村部労働力の吸収の状況について、江西省統計局は2006年6月に省内92の県(または市と区)で実態調査を行った。以下は、その調査結果を踏まえ、集団林権制度改革の効果を検証する¹⁶⁾。

(1) 改革による林木の販売価格変化

長年、国家林業部門の独占的な木材買付制度のもとでは、林業部門や物価部門、税収部門、計画部門といった政府行政部門が共同で木材買付価格を取り決めていた。それによって、農家から木材を買い付ける時の価格は通常の市場取引価格より低く抑えられていた。2005年から2006年までの集団林権制度改革では、木材買付制度の撤廃によって、木材買付価格が市場取引価格と連動するようになり、江西省の各種主要林木の販売価格が大幅に上昇した。2006年の杉原木と杉材、松原木、松材、広葉樹材の販売価格は2004年と比べ、年間平均して41~50%、竹材は79.47%ほど値上が

りした（江西省統計局，2006，pp.16-23）。

(2) 改革による林業関連税負担の変化

改革前、江西省には区や省が規定した林業関連課徴金のほか、一部の県では郷鎮管理費や林区建設管理基金、山価¹⁷⁾、林業保護建設費、林区建設基金、価格調節基金、エネルギー基金といった20種類を超える課徴金が存在していた。改革によって、林業関連課徴金は国が規定した育林基金と植物検疫費の2項目を除いてすべて撤廃された。表4が示すように、林業経営農家の税負担が大幅に軽減されるようになった。江西省の主要な木材である杉材と松材、竹に関しては、1 m³の杉材（直径12cm）の税負担は改革前の230.91元から73.60元に下がり、販売価格に占める割合も54.9%から15.30%に縮小した。同じく松材（直径16cm）の税負担は改革前の204.37元から72.72元に、販売価格に占める割合は48.8%から16.70%になった。竹一尺あたりの税負担は3.17元から1.02元に、販売価格に占める割合は46.8%から10.30%になった¹⁸⁾。その結果、2005年、江西省の政府レベルでは、1.64億元の木竹農業特産税の収入減と2.3億元の課徴金収入減、1.57億元の育林基金収入減、2.01億元の増徴税および所得

税収入減となったが、農民一人当たりに対して間接的におよそ23.5元の補助を与えた試算となる。一方、改革に取り残された育林基金は木材販売価格の10～17%を占め、農家にとって依然としてもっと大きな税支出である。

(3) 改革による林地転売・賃貸価格の変化

林地の転売価格¹⁹⁾（中国語：流転価格）について、江西省における2006年上半期の杉林平均転売価格は15,629.70元/ヘクタールであり、2005年と比べて47.38%、2004年と比べて107.97%の上昇であった²⁰⁾。2006年上半期の松林の平均転売価格は11,046.30元/ヘクタールであり、2005年と比べて45.60%、2004年と比べて116.53%上昇した²¹⁾。2006年上半期の広葉樹林の平均転売価格は8,466.45元/ヘクタールであり、2005年と比べて42.19%、2004年と比べて97.98%上昇した²²⁾。

竹林に関し、年間賃貸価格²³⁾は2004年の207元/ヘクタールから2006年の848元/ヘクタールへと値上がりした。使用権（10年）の転売価格も2004年の1,710元/ヘクタールから2006年の7,290元/ヘクタールに上昇した²⁴⁾。また、林木のない荒山の賃貸価格は

表4 江西省集団林権制度改革前後における農家税負担の変化状況

項目	単位	第1種		第2種		第3種	
		改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後
合計額	元	230.91	73.60	204.37	72.72	3.17	1.02
農業特産税	元	35.90	-	37.02	-	0.63	-
育林基金	元	95.81	71.66	88.06	70.78	1.27	1.00
植物検疫費	元	1.98	1.94	1.98	1.94	0.12	0.02
森工企業管理費	元	5.52	-	5.52	-	0.13	-
県の課徴金平均額	元	41.17	-	31.02	-	0.35	-
郷・鎮の課徴金平均額	元	25.01	-	20.52	-	0.27	-
村・組の課徴金平均額	元	19.02	-	14.19	-	0.19	-
その他の課徴金平均額	元	6.50	-	6.06	-	0.21	-
木材販売価格に占める割合	%	54.90	15.30	48.80	16.70	46.80	10.30

注：第1種は直径12cmの杉材1 m³単位で推計。第2種は直径16cmの松材1 m³単位で推計。第3種は長さ1尺の竹1本単位で推計。

出所：江西省統計局（2006），p.14。

2004年の78元/ヘクタールから2006年の276元/ヘクタールに、転売価格は2,025元/ヘクタールから7,560元/ヘクタールへと大きく上昇した²⁵⁾。

江西省での集団林権制度改革では、これまでに集団が所有し経営してきた用材林や竹林、商品林を農家に分配し、林地の使用権と林木の所有権を明確に農家に与えただけではなく、林業に関連する一部の税の減免と撤廃を合わせて実施したことによって、農家の所得を向上させた。また、制度改革後に林木の販売価格と林地の転売価格、竹林・荒山の賃貸価格が上がったことも農家の所得向上に資した。表5が示す通り、農家世帯あたりの林業生産物の販売収入は2004年の336.61元から2006年の525.17元に加え、林地の転売収入は22.33元から59.50元に増加した。それによって、2006年の林業経営農家の純収入は490.7元に達し、2004年と比べて約200元増えた(江西省統計局、2006)。

また、集団林関連の権利の明確化は林業への投資にもつながる。江西省における林業へ

の投資状況について、林業投資総額は2005年の10.37億元から2006年の16.48億元に増えた。そのうち、国の財政投資は6.46億元から10.47億元に、外国資本はそれぞれ0.84億元から2.02億元に、自己調達資金は0.64億から0.82億元に拡大した(江西省統計局・国家統計局江西調査総隊編、2015)。

さらに、税負担の軽減は造林面積を増加させ、林業生産性を改善することに結びつく。劉璨(2005)では、1978年から2004までのパネルデータに基づき分析した結果、森林の蓄積量に対する林業関連税の弾力性は-0.0476であることが明らかになった。つまり、林業関連税を1%軽減すれば、森林の蓄積量が0.0476増加することになる。また、劉璨・于法穩(2008)では、農業生産性に対する林業関連税の弾力性が-0.2864であり、林業関連税を1%軽減すれば、林業を含めた農業生産性が0.2864上昇することが示されている。それに基づけば、今回の改革における各種林業関連税の減免や撤廃によって、杉林の蓄積量はおよそ1.88%、松林の蓄積量は

表5 林業経営農家の収支変化

単位：元

収支項目	2004	2005	2006
家族経営収入	336.61	427.76	525.17
竹材製品販売収入	64.74	96.69	135.35
育種・育苗販売収入	4.61	7.80	12.31
林業製品販売収入	64.70	73.75	84.47
茶葉・桑果実販売収入	86.67	103.54	126.30
給料収入	27.96	40.06	56.29
林業給料所得	13.97	20.74	31.19
資産転売収入	22.33	40.27	59.50
杉林転売平均収入	9.93	19.14	25.08
松林転売平均収入	2.60	4.71	6.47
広葉樹林転売平均収入	0.08	0.32	0.43
竹林転売平均収入	6.24	9.83	15.12
荒山転売平均収入	3.47	6.26	12.41
収入総額	404.15	529.16	682.87
現金収入	250.93	353.88	483.55
林業生産支出	125.82	158.90	192.17
純収入	278.33	370.26	490.70

出所：江西省統計局(2006)、附表4に基づき作成。

注：補助金といった政府からの移転性収入は含まない。

1.53%、竹の立木本数は1.74%増加することが予測される。同時に杉の生産性は11.34%、松の生産性は9.19%、竹の生産性は10.45%上昇することとなる。

以上を踏まえると、今回江西省で実施された集団林権制度改革は、地域の林業生産を家族経営をベースに組織化して、林業関連税負担の軽減などを通じて農家の実質的な供給コストを軽減させ、生産者の所得を拡大することができたと評価できる。同時に、林地の使用権と林木の所有権を明確に規定することによって、市場における各種権利の流通が可能となり、農家に林業経営のインセンティブを与え、林業への新規投資を促進し、短期的には山林・土地資源の保全と維持、造林面積の拡大を実現できることが予測される。さらに、林地の請負期間を30年、50年、70年と定め、期間の延長と請負権利の相続や移転を可能にしたことは、長期的には地域労働力と後継者の確保に資すると思われる。

今後の課題としては、劉璨（2005）および劉璨・于法穩（2008）に基づき試算したように、もし林業部門が徴収する育林基金の徴収基準を現在の10～15%からさらに引き下げることができれば、農家の所得と林業の生産性、森林蓄積量がさらに改善されると思われる。他方、林木の販売価格や林地の転売価格の継続的な上昇も森林蓄積量と林業への投資の増加を促進している。しかし、育林基金は森林伐採跡地の整理と更新、育成に支出されるだけでなく、林業部門による林業経営のための基本インフラ投資費用や事業費にも充てられるため、徴収基準の切り下げによる育林基金収入の減少部分に対して、中央政府または地方政府からどれほど補填されるかがポイントとなる。また、現在の木材販売価格と林地の転売価格の短期的な上昇はもちろん制度改革による影響もあるが、そのほか、国内経済成長に伴う木材需要の増加、輸入木材価格に影響される部分も大きい。集団林権制度改革を契機に、国内外の林業経営企業や個人による新規参入が林木と林地の供給不足を呼び、短期的な価格上昇につながっている。このような短期的な価格上昇は過剰な森林伐採

を促してしまう恐れがある。中国の林地生産力と森林の平均蓄積量はもともと低く、森林の質も先進諸国と比べて極めて低レベルにある。そのため、過剰な森林伐採は林地を荒廃させ、復旧するには時間がかかる。しかし、Song et al. (2004) が指摘したように、家族経営のもとでは、林業経営における生産性と公平性、分権化の程度が高いが、林業の持続可能性は比較的低い。現行の集団林権制度の下では、農家は林地の所有権を持たないため、林木の所有権がどれほど保障されるかの不信感は多少残されている。個人が集団林地で造林する場合、所有主体である集団組織が土地使用権の個人への譲渡を撤回するようなことになれば、その上に生育する立木所有権および使用権も認められなくなる恐れがあるからである。そう考えた農家は林木の伐採を加速させたり、林地の使用権を早急に転売したりしたほうが、現時点の自らの利潤を最大化することができると思う。したがって、長期的な林業経営に対する農家のインセンティブを維持させるには、現行の林業部門による伐採規制や伐採計画の管理を強化しなければならない。それだけではなく、生態補償メカニズム²⁶⁾を通じての生態林・公益林の経営に対する補助金²⁷⁾や技術指導、長期的な林業経営を前提とした低利融資といった税や価格以外のインセンティブ措置の導入も必要であろう。

4. おわりに

本稿は1981年に開始された一連の集団林の林権をめぐる制度改革について、その改革の主な内容を比較したうえで、直近の2003年以降の集団林権制度改革の特徴と意義を明らかにした。1980年代と比較して最近の改革は対外開放政策の展開と市場経済の深化に伴って、社会的、経済的背景が大きく変化する過程で行われたものであり、集団林権制度改革の実施によって、林業への新規投資が増え、省別農家経営の山地面積が大きく増えた。また、江西省を事例に検証した結果、林業関

連税負担の軽減などを通じて農家の実質的な供給コストを軽減させ、生産者の所得増大に資することを明らかにした。同時に、林地の使用権と林木の所有権を明確に規定することによって、農家に林業経営のインセンティブを与え、短期的には山林・土地資源の保全と維持、造林面積の増加を実現することが示された。

他方、集団林権制度改革を契機に、国内外の林業経営企業や個人による新規参入が林木と林地の供給不足を呼び、短期的な価格上昇につながっている。こういった短期的な価格上昇は農家に過剰な森林伐採を促してしまう可能性も指摘できる。したがって、長期的な林業経営に対する農家のインセンティブを維持させるには、伐採規制・計画の強化、保全すべき森林に対する補助金、技術指導、低利融資といった政策措置の導入が必要である。

本稿では、集団林権制度改革の付随改革に関し、マイクロクレジット、信用貸付制度、林権の抵当貸付制度、森林保険制度の設置、林業專業合作組織に対する扶助などによる林業経営の促進効果、山林・土地資源の保全効果などに関する議論が不十分で、制度改革の効果と課題の全体像を解明するに至っていない。この点に踏み込んで検討することを、今後の課題にしたい。

注

- 1) 中国の「民法通則」(主席令, 1986: 第37号)における財産所有権の定義は次のようになる。財産所有権とは、所有者が法律に依拠して、自分の財産に対して占有、使用、収益、処分を行う権利である(第71条)。
- 2) 福建省人民政府「集団林権制度改革の推進に関する意見」(閩政, 2003: 第8号文書)、江西省人民政府「林業権利制度改革の深化に関する意見」(贛発, 2004: 第19号文書)、遼寧省人民政府「林業権利制度改革の深化に関する意見」(遼政発, 2005: 第39号文書)の導入によって、福建省は2003年、江西省は2004年、遼寧省は2005年より集団林権制度の試験的な改革を本格的にはじめた。2007年には主体改革をほぼ終え、付随改革を推進し

ている(人民日報, 2008/1/16, 08版)。

- 3) 「三定」とは、山林権の安定、自留山の画定と責任山(林業生産責任制)の確定である。
- 4) 中国集団林権制度改革の史変遷の詳細については、平野(2013)を参照してほしい。
- 5) 中国統計年鑑は、農村世帯1人当たりの平均純所得に関して、次のように定義する。純所得とは、農家の当年度の総所得から当該収入を獲得するために必要な費用および税金、課徴金、生産のために必要な固定資産償却費、調査補助金、農村部親戚に対する支出を控除したものである。
- 6) 消費者物価指数で実質化した場合、IMF-World Economic Outlook Databases(2016年4月版)に基づき、基準年2010年を100とする場合、1982年、1983年と1984年の農村世帯1人当たりの年実質平均純所得はそれぞれ1451.1元、1632.1元と1778.2元で、2003年、2004年と2005年はそれぞれ3204.8元、3485.9元、3761.2元であり、2倍程度上昇した。
- 7) 集団林の家族経営化とは、集団林の世帯単位での請負責任制に基づいて、その内実を生産請負から経営請負、短期請負から中長期請負等に転換することによって、農家の造林、育林の積極性を喚起するための改革である。
- 8) 中国の統計年鑑では「農家経営の林地面積」を「山地面積」として報告されている。山地面積には、請負林地面積と自留山面積、植樹造林面積が含まれる。
- 9) 中国では、1畝は667平方キロメートル(0.067ha)と定義している。
- 10) この現象については、主に退耕還林(草)プロジェクトの実施地域で起きていたことがあげられている。退耕還林(草)プロジェクトとは、生態環境の安定を図るために、厳しい傾斜地にある耕地を林地・草地に戻す育林補助事業である(「退耕還林還草試点工作に関する意見」, 国発, 2000: 第24号文章)。しかし、補助金の低さや食糧確保の問題などで造林地の継続的管理より退耕還林者が復耕(耕地に戻す)を選択し易い状況も生み出されてきた(賈治邦, 2008)。その結果、一部農家は自家経営の林地を農地に変え、より高い所得を得ようとした(韋定成, 2012)。

- 11) 本調査は2010年、2012年と2014年に、山東、河南、遼寧、四川、浙江、福建、湖南、江西、広西の9省で18県、54郷鎮、162村を選び、各村で15世帯を無作為に抽出し、計2,430世帯を対象に実施した。2003年、2007年、2008年、2009年のデータは世界銀行第5期技術援助プロジェクトを通じて調査したものであり、2010年、2011年、2012年、2013年のデータは国家林業局年度プロジェクトを用いて調査したものである。
- 12) 福建省人民政府「集団林権制度改革の推進に関する意見」、江西省人民政府「林業権利制度改革の深化に関する意見」。
- 13) 育林基金は、森林を伐採した後、直ちにその伐採跡地を更新し、新しい森林を育成するために設けられた基金である。育林基金は主に伐採跡地の整理と更新、育成に支出されるが、林業経営のための基本インフラ投資費用や事業費にも充てており、原木の販売数量または販売価格に対し一定の割合で徴収する。
- 14) 木材について、育林基金の徴収基準は調整工業用材林や直径10センチ以下の間伐材の販売価格は180元/m³に、それ以外の商品材は360元/m³に調整する。竹について、1元/本に調整する。育林基金収入は省と市、県（市、区）、郷（鎮）にそれぞれ8%、15%、70%、7%配分することになった。
- 15) 南方集団林地域では、1985年に国家林業部門による木材の計画的・独占的買付制度を一度撤廃したが、その後、森林資源の乱伐が多発したため、1986年に当制度を再起動させた（湖南省地方志編纂委員会、2005、pp.306-307）。
- 16) 2006年6月、江西省統計局は省内92の県（または市と区）で、林権制度改革による農家の所得改善と農村部労働力吸収の状況についての調査を行った。調査は各県や市、区でそれぞれ3つの対象郷鎮を抽出し、各郷鎮でさらに9世帯を抽出し、計276郷鎮、2484世帯を一般調査対象とし、崇義や遂川、銅鼓など12の重点林業県を重点調査対象として行われた（江西省統計局、2006、p.2）。
- 17) 山価（stumpage price）、木材が山で伐採されて道路まで搬出されるところの価格を指す。山価 = 木材価格 - 生産コスト - 各種税・課徴金で算出される。
- 18) 中国では、1尺は1/3メートルと定義している。
- 19) 転売価格とは、個別の農家世帯に配分される林地使用权（請負経営権）を他の主体に転売する価格である。
- 20) 江西省統計局、2006、25ページに基づき計算。
- 21) 前掲書、26ページに基づき計算。
- 22) 前掲書、27ページに基づき計算。
- 23) 賃貸価格とは、個別の農家世帯に配分される林地使用权（請負経営権）を他の主体に賃貸する価格である。
- 23) 江西省統計局、2006、25ページに基づき計算。
- 24) 前掲書、29ページに基づき計算。
- 25) 前掲書、30ページに基づき計算。
- 26) 生態補償メカニズムは、生態保護費用、発展の機会費用、生態系サービスの価値を総合的に考慮したうえ、生態保護受益者または生態損害加害者が、行政や市場等を通じて、生態保護者または生態損害被害者に対して、金銭、物品またはその他の物質的利益を提供し、生態保護者または生態損害の被害者の費用または損失を補填することである（汪勁、2014）。
- 27) 現在、中国では、森林を機能面から生態公益林と商品林に区別している。中国の生態公益林は必ずしも国有林に限定されるものではなく、集団所有林もその認定対象となる。公益林とは、生態的効果の発揮を主とする防護林、特殊用途林であり、日本の保安林に当たる。近年の木材価格や林業製品の価格の上昇によって、経済的収益が高い果樹等を農家が好んで植える傾向があり、農家は生態公益林より商品林を経営するインセンティブがより強い。2004年に制定された「中央森林生態便益補償基金の管理弁法」（財農、2009：第381号文書）では、「国の補償基金は重点公益林の管理者の造林、育林、保護、管理に対して一定基準に基づいて、特定資金による補償を行う」と定めたが、補償基準が低く、経済的な損失を被った林業農家に対する経済的な補償措置としては不十分な制度である（金紅実ほか、2013）。

参考文献

- 1) Acemoglu, D., Johnson, S., James A. R. (2005) "Institutions as a Fundamental Cause of Long-run Growth". In Aghion, P. Durlauf, S.N. (eds). *Handbook of Economic Growth*, Vol. 1A.
- 2) Besley, T. (1994) "How do Market Failures Justify Interventions in Rural Credit Markets?", *The World Bank Research Observer*, 9 (1) : 27-47.
- 3) Brasselle, A.S., F. Gaspart, J.P. Platteau (2002) "Land Tenure Security and Investment Incentives : Puzzling Evidences from Burkina Faso". *Journal of Agricultural Economics*, 67 (2) : 373-418.
- 4) Carter, M.R., Olinto, P. (2003) "Getting Institutions 'Right' for Whom : Credit Constraints and the Impact of Property Rights on Quantity and Composition of Investment", *American Journal of Agricultural Economics*, Vol.85 (1) : 173-186.
- 5) Davis, L. E., North, D.C. (1970) "Institutional Change and American Economic Growth : a First Step Towards a Theory of Institutional Innovation", *The Journal of Economic History*, 30 (01) : 131-149.
- 6) Davis, L. E., North, D.C. (1971) *Institutional Change and American Economic Growth*, Cambridge University Press, Cambridge.
- 7) Deininger, K. (2003) *Land Policies for Growth and Poverty Reduction*, World Bank Publications, Washington, DC.
- 8) Deininger, K. Ayalew, D., Yamano, T. (2006) "Legal Knowledge and Economic Development : the Case of Land Rights in Uganda", *World Bank Policy Research Working Paper*. No.3868.
- 9) Demsetz, H. (1967) "Towards a Theory of Property Rights", *The American Economic Review*, 57 (2), 347-359.
- 10) Demsetz H. (2002) "Toward a Theory of Property Rights II : The Competition between Private and Collective Ownership", *The Journal of Legal Studies*, 31 (S2), 653-672.
- 11) FAO (2011) "Reform Forest Tenure : Issues, Principles, and Process" , *FAO Forest Paper*, No.165.
- 12) Feder, G. (1988) "The Economics of Land and Titling in Thailand". In Feder, G., Onchan, T., Chamalwong, Y., Hongladarom, C. (eds). *Land Policies and Farm Productivity*, Johns Hopkins University Press, Baltimore.
- 13) Feder, G., Onchan, T. Chalamwong, Y. (1988) "Land Policies and Farm Performance in Thailand's Forest Reserve Areas". *Economic Development and Cultural Change*, 36 : 483-501.
- 14) Feder, G., D. Feeny (1991) "Land Tenure and Property Rights : Theory and Implications for Development Policy" . *The World Bank Economic Review* 5 (1). Oxford University Press, 135-53.
- 15) Knack, S., P. Keefer (1995) "Institutions and Economic Performance : Cross-Country Tests Using Alternative Institutional Measures", *Economics and Politics*, 7 (3) : 207-227.
- 16) Libecap, G. D. (1978) "Economic Variables and the Development of the Law : the Case of Western Mineral Rights", *Journal of Economic History*, 38 (2) : 338-362.
- 17) Lopez, R. (1996) " Land Titles and Farm Productivity in Honduras", *Department of Agricultural and Resource Economics*, University of Maryland, MD.
- 18) McMillan, J., Whalley, J. and Zhu L. (1989) "The Impact of China's Economic Reforms on Agricultural Productivity Growth". *Journal of Political Economy*, 97 (4) : 781-807.
- 19) Natasha, Landell-Mills, Ford Jason (1999) *Privatising Sustainable Forestry-A Global Review of Trends and Challenges" , International Institute for Environment and Development.*
- 20) North D.C., (1989) "Institutions and Economic Growth : An Historical

- Introduction”, *World development*, 17 (9) : 1319-1332.
- 21) Qin, P., Xu, J. (2013) “ Forest Land Rights, Tenure Types, and Farmers’ Investment Incentives in China : an Empirical Study of Fujian Province”, *China Agric. Econ. Rev.* 5 (1) : 154-170.
- 22) T. W. Schultz (1953) *The Economic Organization of Agriculture*, New York : McGraw-Hill (川野重任・馬場啓之助監訳『農業の経済組織』中央公論社, 1953年).
- 23) Xie, L., Berck, P., Xu, J. (2011) “The Effect on Forestation of the Collective Forest Tenure Reform in China”, *China Economic Review*, 38 : 116-29.
- 24) Y.J., Song et.al. (2004) “From Innovation to Adaptation : Lessons from 20 Years of the SHIFT Forest Management System in Sanming, China”, *Forest Ecology and Management*, 191 (1-3) : 225-238.
- 25) 韋定成 (2012) 「浅談退耕還林的作用及重要性」, 現代園芸, 8, 139.
- 26) 鄭福肇・曹康泰 (1998) 『中華人民共和國森林法釈義』, 法律出版社.
- 27) 王登拳 (2013) 「中国森林造成と森林利用」, 林業経済 66 (6), 1-8.
- 28) 賈治邦 (2008) 「完善政策巩固成果確保退耕還林工程持續健康發展」, 林業経済, 2, 4.
- 29) 金紅実・張忠任・劉璨 (2013) 「中国生態公益林補償制度における政府間財政関係」, 総合政策論叢, 26, 13-28.
- 30) 湖南省地方志編纂委員会 (2005) 『湖南省志 林業志 (1978-2002)』, 五洲伝播出版社.
- 31) 国家統計局農村社会調査総隊 (2003) 『中国農村住戸調査年鑑 - 2003』, 中国統計出版社.
- 32) 国家統計局農村社会調査総隊 (2006) 『中国農村住戸調査年鑑 - 2006』, 中国統計出版社.
- 33) 国家統計局 『中国統計年鑑』各年版, 中国統計出版社.
- 34) 国家林業局 (2011) 『中国林業統計年鑑 2010』, 中国林業出版社.
- 35) 国家林業局経済發展研究中心 (2011) 「中国の集団林権制度改革関連問題の研究 (プロジェクト A15-09) 完了報告書」.
- 36) 国家林業局 (2014) 『第八次全国林業資源清查 (2009-2014)』, 国家林業局.
- 37) 江西省統計局 (2006) 『江西省林業産権制度改革与農民增收專題統計調查報告』.
- 38) 江西省遂川県林業志編輯委員会 (2007) 『遂川県林業志 1995-2006』, 江西人民出版社.
- 39) 江西省統計局・国家統計局江西調査総隊編 (2015) 『江西省統計年鑑 2014』.
- 40) 人民出版社編 (2014) 『中共中央国务院關於「三農工作」的一号文件匯編 (1982-2014)』, 人民出版社.
- 41) 中国農業年鑑編輯委員会 (2002) 『中国農業年鑑 2001』, 中国農業出版社.
- 42) 中国農業年鑑編輯委員会 (2003) 『中国農業年鑑 2002』, 中国農業出版社.
- 43) 中国農業年鑑編輯委員会 (2005) 『中国農業年鑑 2004』, 中国農業出版社.
- 44) 平野悠一郎 (2005) 「現代中国の森林をめぐる権利関係 : 社会主義体制下での変容と現状」, 『環境社会学研究』第 11 号, 219-228.
- 45) 平野悠一郎 (2013) 「中国の集団林権制度改革の背景と方向性」, 『林業経済』66 (8), 1-17.
- 46) 劉璨 (2005) 「我国南方集体林区主要林業制度安排及績效分析」, 『管理世界』2005 (9), 79-87.
- 47) 劉璨・于法穩 (2007) 「我国南方集体林区制度安排的技術効率与減緩貧困」, 『中国農村觀察』2007 (3), 16-26,40.
- 48) 劉璨・于法穩 (2008) 「南方集体林区的家庭經營制度及其績效」, 『改革』2008 (5), 80-88.
- 49) 劉春發 (2008) 「經濟市場化に伴う中国林業經營の持続可能性についての經濟分析」, 京都大学博士論文.
- 50) 汪勁 (2014) 「生態補償の概念に関する考察 : 『生態補償条例』草案の関連定義の立法解釈に基づく」, 『社会科学研究年報』44 号, 龍谷大学社会科学研究所, 289-299.